

中部地方整備局のバリアフリーの取り組み

1. 中部地方整備局の業務について
2. 中部地方整備局の取組
3. バリアフリー化の支援制度

令和2年 8月31日



国土交通省 中部地方整備局

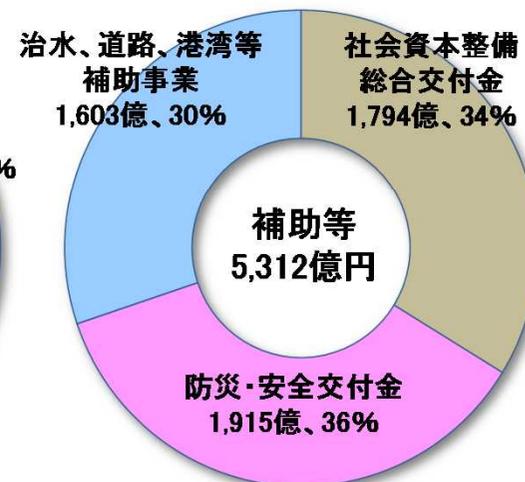
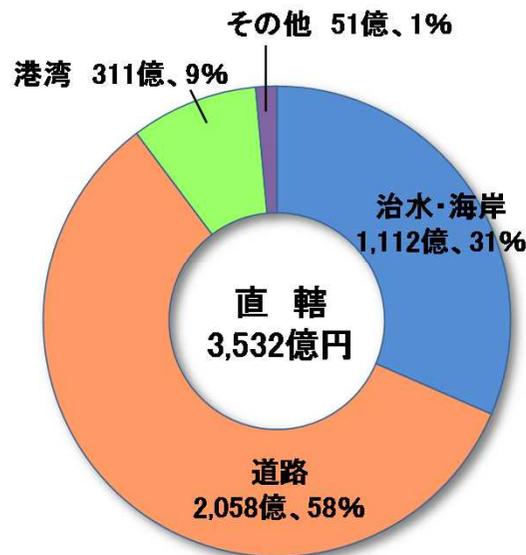
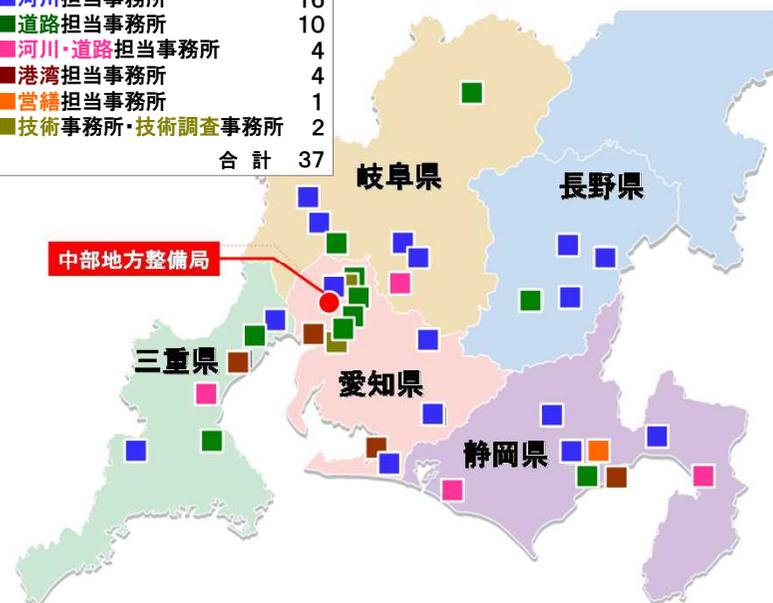
令和2年度 中部地方整備局関係予算

地域のニーズや課題に応じて、河川や道路、港湾・空港、国営公園、官庁施設などの社会資本の整備、維持管理を行っています。



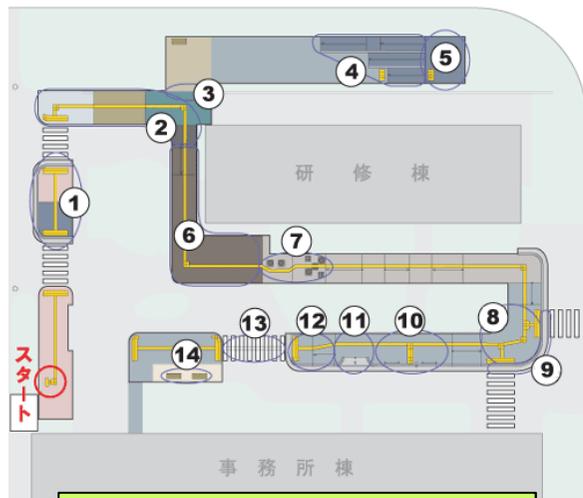
2020年度予算 直轄+補助等 = 8,845億円

■河川担当事務所	16
■道路担当事務所	10
■河川・道路担当事務所	4
■港湾担当事務所	4
■官繕担当事務所	1
■技術事務所・技術調査事務所	2
合計	37

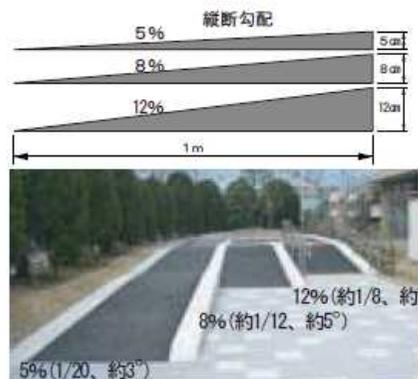


中部技術事務所におけるバリアフリー体験歩道施設

中部技術事務所構内には、バリアフリー体験歩道施設があり、開庁日の午前10時から12時まで、および午後2時から4時まで、体験参加の受付をしています（利用申込書の提出による事前申込みが必要です）。**但し、新型コロナウイルス感染予防のため、受入れの制限をさせていただく場合があります。**



体験メニューは全部で14種類※



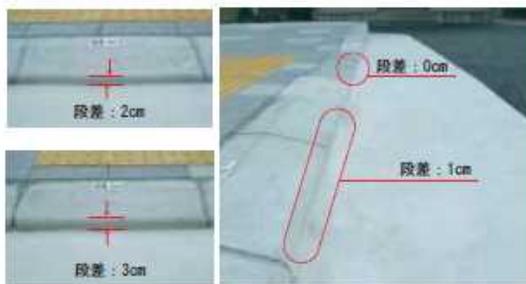
車いすによる④スロープ(坂路:5・8・12%)走行体験



12%のスロープは距離が短くても、昇るには結構腕力が必要です！



介助者と誘導ブロックの上を歩く視覚障害体験



車いすによる⑨段差(0・1・2・3cm)走行体験



2・3cmの段差を昇るにはちょっとしたコツが必要です！

＜平成31年度における体験実績＞

周辺の小学校や自治体等全6回実施し、97名に体験していただきました。車椅子では障害になる誘導ブロックも、視覚障害者には大切なものであり、障害者の方の外出時の苦勞(バリア)を実感されました。

※①透水性舗装②誘導ブロックと舗装面の輝度比③グレーチング(側溝のふた)⑤車いすの回転スペース⑥ガタツキの少ないブロック舗装⑦誘導ブロックとマンホール⑧交差点付近の誘導ブロック⑩バス停⑪車両乗り入れ部⑫斜めの誘導ブロック⑬エスコートゾーン⑭ユニバーサルデザインベンチ

視覚障害者にやさしい公的トイレの取り組み

- 視覚障害者がトイレ施設の男女の識別や衛生面から接触に問題がある空間内での設備の位置把握における不自由さを改善し、視覚障害者にやさしいトイレとするため、視覚障害者・支援団体・デザイン専門学校学生・自治体等とともに改善策を検討
- 令和2年度において、静岡県内の直轄道の駅等(13箇所)のトイレを対象に、衛生面や耐久面からの素材検討等の上で、「立体ピクトグラムによる案内」、「シールによる壁を使った案内誘導」、「健常者に補助を呼びかけるステッカー」を試行的に施工予定

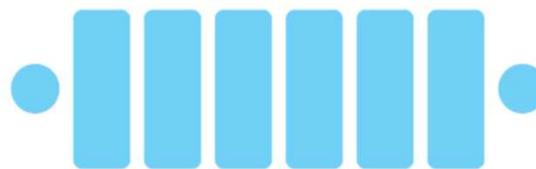
改善策①



発砲スチロールを素材に活用

立体ピクトグラムによる案内

改善策②



丸がピリオド(終着点)の役割

シールによる壁を使った案内誘導

改善策③



健常者に補助を呼びかけるステッカー

官庁施設（国の建築物）において、すべての人にとって利用しやすい施設になるよう配慮しています。

◇施設利用者への配慮

車いす利用者に配慮した
トイレの整備



階段への二段手すりの
設置や注意喚起表示



視覚障害者誘導用ブロックの
設置や事務室の自動扉化

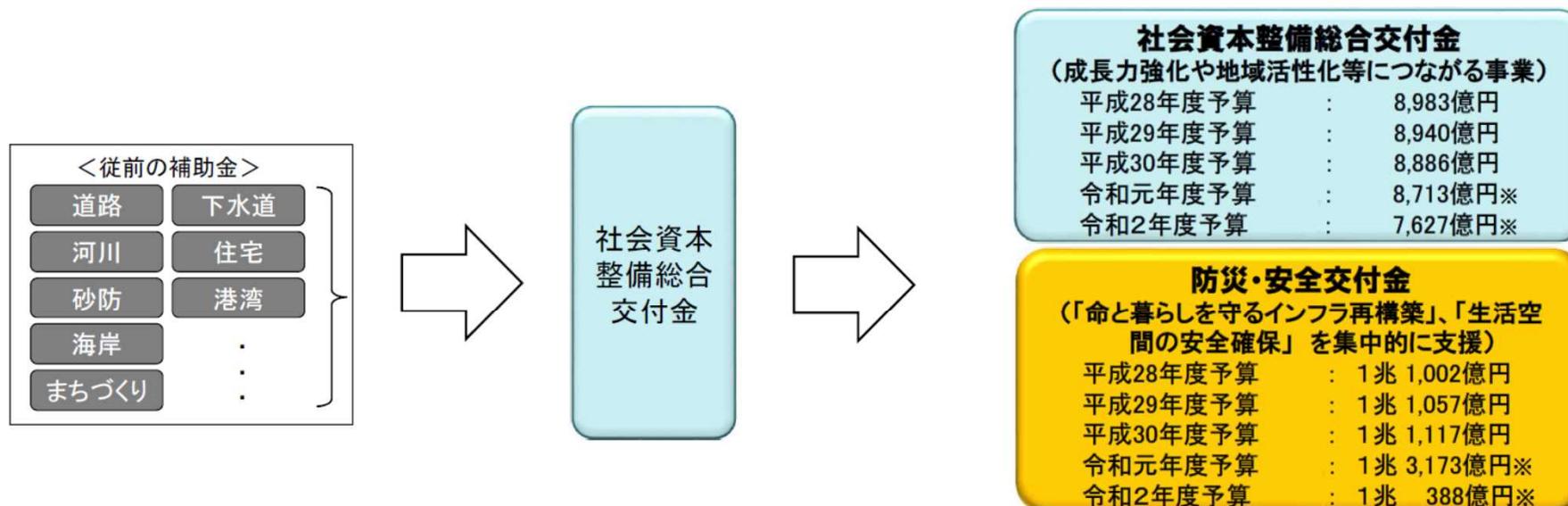


車いす利用者用駐車場の
整備



社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



※臨時・特別の措置を含む。
・令和元年度予算 社会資本整備総合交付金:350億円、防災・安全交付金:2,767億円
・令和2年度予算 社会資本整備総合交付金:349億円、防災・安全交付金:2,541億円

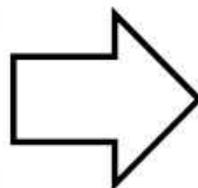
両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

効果促進事業

基幹事業

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備 等

○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
○全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

- 産業・観光振興等による活力ある地域の形成
例) 都市公園の整備 
- 例) 港湾施設の整備 
- 民間投資を誘発する取組
例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入 

(防災・安全交付金の例)

- インフラ老朽化対策
例) 港湾施設の補修
補修前  補修後 
- 生活空間の安全確保
例) 子供の移動経路等の交通安全対策 
- 事前防災・減災対策
例) 河川堤防の緊急対策 

(社会資本整備総合交付金の例)

- アーケードモールの設置・撤去
- 観光案内情報板の整備  例) 観光案内情報板の整備
- 社会実験(レンタサイクル、道路の歩行者優先化等)
- 計画検討・策定(景観計画、住生活基本計画等)

(防災・安全交付金の例)

- ハザードマップの作成・活用  例) ハザードマップの作成・活用
- 防災教育、防災訓練の実施  例) 防災訓練の実施
- 災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等)
- 遊具の修繕

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

事業名：都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。

○交付対象事業者

地方公共団体、法定協議会、独立行政法人
都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域
来訪等利便増進活動実施団体

○対象事業

- ・整備計画の作成に関する事業
- ・公共的空間等の整備に関する事業（公共的空間の整備、駐車場の整備、**バリアフリー交通施設の整備**等）
- ・公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業（都市情報提供システムの整備等）

○対象地域

- ・都市・地域交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域、**バリアフリー法に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域**等

○交付率

1/3（立地適正化計画に位置付けられた
事業は1/2）

※1 平成22年度より原則社会資本整備総合交付金により実施

事業のイメージ



バリアフリー交通施設



ペDESTリアンデッキ



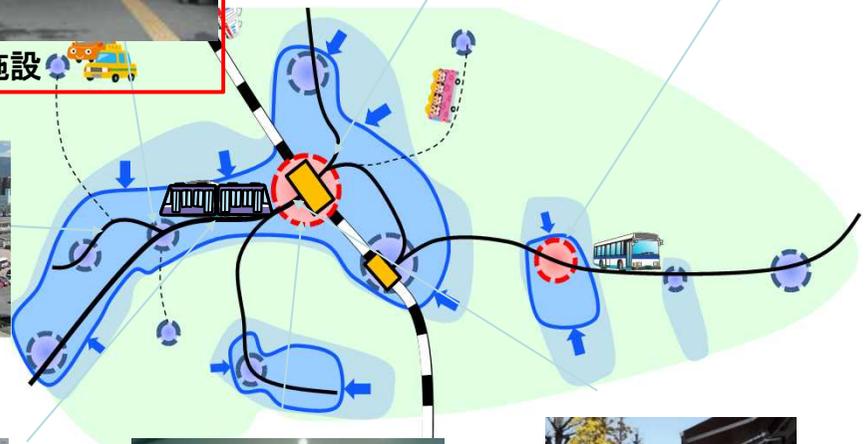
自転車駐車場



交通結節点整備



路面電車・バス等の
公共交通の施設（車両を除く）



自由通路



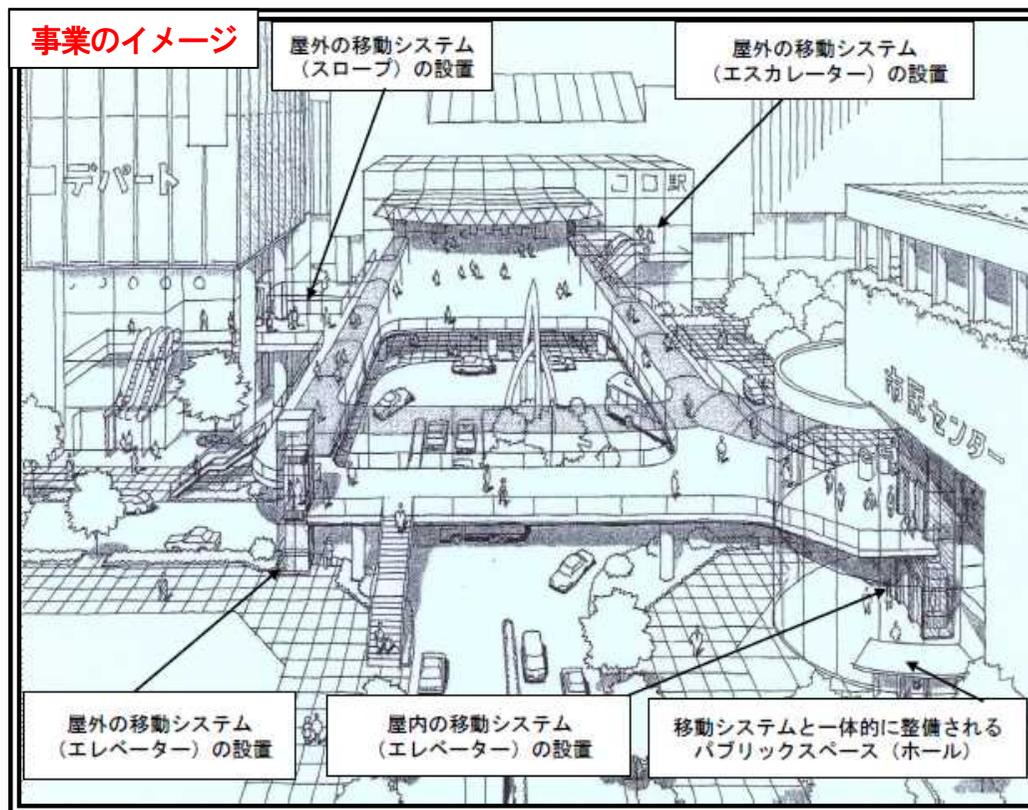
地区交通戦略に基づく
街路空間再構築・利活用

事業名：バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物等への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

- 交付対象事業者
地方公共団体、民間事業者、協議会等
- 交付内容
 - 【移動システム等整備事業】
 - ・基本構想等の策定
 - ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
 - ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等
 - 【認定特定建築物等整備事業】
 - ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
 - ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの）
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等
- 交付率
地方公共団体又は協議会等が施行者の場合
国：1/3、地方：2/3
民間事業者が施行者の場合
国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

※1 平成22年度より原則社会資本整備総合交付金により実施
※2 地方公共団体は移動システム等整備事業のみ実施可能



※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」をいう。
※2 バリアフリー法第17条第3項に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとして所管行政庁の認定を受けた建築物及び同法第14条第5項に規定する特別特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの（以下「既設の特別特定建築物」）をいう。ただし、既設の特別特定建築物に関する整備に対する補助は、平成32年度までに着手されたものに限る。競技場へのアクセス経路に面した区域等を対象とする。